

3-4 傾斜路

3-4-1 幅員・勾配・路面等

1. 傾斜路の有効幅員は、2.0m以上とする。
ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1m以上とすることができる。【解説1】
2. 縦断勾配は、5%以下とする。ただし、設置場所の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。また、横断勾配は設けない。【解説2】
3. 高さ75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊り場を設ける。
4. 路面は、平坦で滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとする。【解説3】
5. 傾斜路の勾配部分は、それに接続する歩道等、通路の部分または踊り場との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。【解説4】

【解説1】有効幅員

歩道一般部と同様に最小有効幅員は2mとする。地下横断歩道の場合は、排水施設、照明施設等の余裕幅として有効幅員の他に両側に0.5m確保する必要がある。

なお、排水施設は、車いすの車輪、杖等の支障とならないように可能な限り、グレーチングの空隙を小さくすることや、滑りづらさ等にも配慮が必要である。

【解説2】勾配

歩道一般部と同様に縦断勾配は、5%以下とする。ただし、用地的な問題等によりやむを得ない場合は、車いす使用者が自力走行可能な最大勾配として、8%以下とすることができる。また、傾斜路は縦断勾配により排水処理を行うことが可能であるため、横断勾配を設ける必要はない。

ただし、他の歩道部分から勾配区間へ雨水が流入しないよう配慮する必要がある。排水施設を設ける場合は、車いすの車輪、杖等の支障とならないように可能な限りグレーチングの空隙を小さくすることや、滑りづらさ等に配慮する必要がある。

【解説3】路面

車いす使用者等は、凹凸による振動、雨天時のスリップ、水はね等が円滑な通行の支障となるため、傾斜路における踏面の表面は、平坦で、滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとしなければならない。

【解説4】傾斜路の勾配部分の認識

傾斜路の勾配部分は、それに接続する歩道等、通路の部分又は踊り場の色との輝度比が大きいこと（2.0程度の輝度比を確保）等により当該勾配部分を弱視者が容易に識別できる

ものとする。ただし、色の組合せによっては認識しづらい場合も想定されるため、沿道住民・利用者の意見が反映されるように留意して決定することが望ましい。

なお、積雪寒冷地等においてはスリップによる転倒事故等を防止するためにロードヒーティング等の防止及び凍結防止設備を設置することが望ましい。

3-4-2 手すり

1. 傾斜路は、高さが80～85cm、60～65cm程度である二段の手すりを両側に連続して設けることとする。なお、手すりの外径は4cm程度とし、壁面から5cm程度離して設置することが望ましい。【解説1】
2. 手すりの端部の付近には、傾斜路の通する場所を示す点字を貼り付けることとする。点字による表示方式はJIS T 0921の規格にあわせたものとする。また、手すりの端部は衣服の引っかかり等がないような処理とする。【解説2】

【解説1】

高齢者や障がい者等の利用に考慮し、手すりは図3-4-1に示すように二段式（80～85cm、60～65cm）とし、利き手、昇降方向に応じて左右どちらでも利用できるように配慮し、両側に連続して設置する。

なお、手すりは、外径4cm程度とし壁面から5cm程度離して設置することが望ましい。また、傾斜路の終端部から水平区間へ60cm程度（高齢者の平均的な1歩幅）延長し円滑に利用者を誘導できるようにすることが望ましい。

【解説2】

手すりの端部では、点字によってその傾斜路の方向や現在位置等を案内し、視覚障がい者の円滑な移動を図る。なお、点字にはその内容を文字で併記することが望ましい。

また、端部の処理は、下方に滑らかに屈曲させるなどして、衣服の引っかかりを防止するとともに、その箇所が終端部であることが確認できるようにする。（図3-7-4参照）

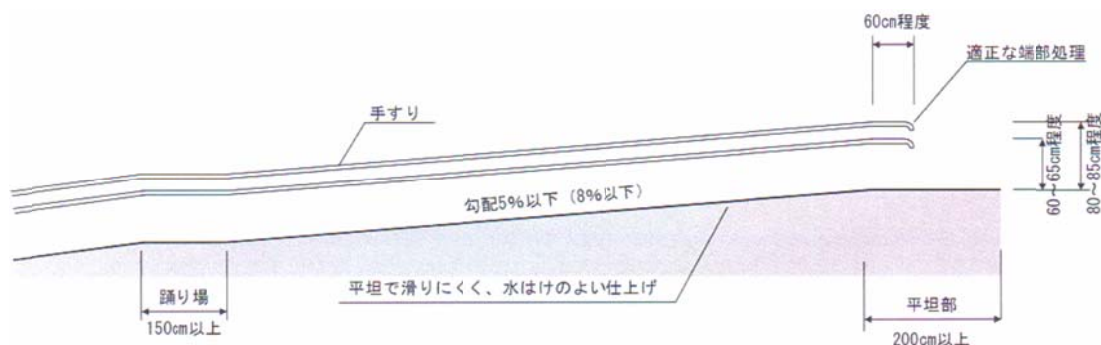


図3-4-1 傾斜路の側面